

令和6年度
日出町介護支援専門員協会
総 会



日 時 令和6年5月24日（金）

18:00~18:30

場 所 日出町保健福祉センター 交流ひろば

次 第

総 会

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議 事

議案 第1号 令和5年度事業報告

議案 第2号 令和5年度収支決算書報告並びに監査報告

議案 第3号 令和6年度事業計画（案）

議案 第4号 令和6年度収支予算（案）

6. 議長降壇

7. 閉 会

(議案第1号)

令和5年度 事業報告(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

年 月 日	事 業 内 容	会場・参加者
令和5年6月10日	令和5年度 大分県介護支援専門員協会 通常総会	介護研修センター 参加者 廣瀬、久保、甲斐
7/4	認知症と不眠を考える会	ホルトホール大分(Zoom) 参加者 廣瀬
7/14	令和5年度 主任介護支援専門員更新研修スタッフA組1日目	介護研修センター 参加者 廣瀬
7/15	令和5年度 主任介護支援専門員更新研修スタッフA組2日目	介護研修センター 参加者 廣瀬
9/7	令和5年度 主任介護支援専門員更新研修スタッフA組5日目	介護研修センター 参加者 廣瀬
9/8	令和5年度 主任介護支援専門員更新研修スタッフA組6日目	介護研修センター 参加者 廣瀬
11/19	令和5年度 大分県介護支援専門員協会 理事会	介護研修センター 参加者 廣瀬
令和6年1月27日	令和5年度 大分県介護支援専門員協会 理事会	介護研修センター 参加者 廣瀬
3/23	令和5年度 大分県介護支援専門員協会 理事会	介護研修センター 参加者 廣瀬

令和5年度 日出町介護支援専門員協会賛助会員及び会員名簿

(議案第2号)

令和5年度 日出町介護支援専門員協会収支決算書

収入の部

(単位：円)

項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
繰越金	349,069	349,069	0	
会 費	99,000	98,000	1,000	会員19名、賛助会員12口
諸収入	931	3	928	利息等
合 計	449,000	447,072	1,928	

支出の部

(単位：円)

項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
事業費	310,000	89,668	220,332	研修会（弁当代含む）リモート研修総会
会議費	20,000	25,000	▲5,000	役員報酬、会議費
事務費	5,000	840	4,160	県会費送料
交通費	100,000	31,500	68,500	会議等の交通費
雑 費	10,000	0	10,000	
予備費	4,000	0	4,000	
合 計	449,000	147,008	301,992	

$$\begin{array}{rcccl} & \text{収支決算額} & \text{支出決算額} & \text{次年度繰越金} & \\ 447,072 & - & 147,008 & = & 300,064 \end{array}$$

会計監査報告

- (1) 日時 令和6年 4月 18 日(木) 17:00
- (2) 場所 日出町保健福祉センターロビー
- (3) 監査事項 ① 収入・支出の状況
② 出納簿
③ 通帳及び証票書類
- (4) 監査結果 令和5年度日出町介護支援専門員協会
会計監査の結果、出納簿、通帳及び証票書類等、
共に正確に整理されており正当にして不都合の
ない事を認めます。

会計監査 稲吉 健士

会計監査 能一 真由美

(議案第3号)

令和6年度 日出町介護支援専門員協会事業計画(案)

事業	事業内容
研修会等	年 3 回 程度 ○ 介護支援専門員との情報交換 ○ 他職種との合同研修会 ○ 勉強会 ○ 交流会
役員会	年 7 回 程度 総会及び研修会打ち合わせ等適宜
その他	大分県介護支援専門員協会等 会議出席 日本介護支援専門員協会及び大分県介護支援専門員協会主催の研修スタッフ

(議案第4号)

令和6年度 日出町介護支援専門員協会収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	増減(A-B)	備考
繰越金	300,064	349,069	▲49,005	
会費	117,000	99,000	18,000	会員21名、賛助会員15口
諸収入	936	931	5	利息等
合計	418,000	449,000	▲38,000	

支出の部

(単位:円)

項目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	増減(A-B)	備考
事業費	258,000	310,000	▲52,000	研修会(弁当代含む)講師謝礼
会議費	35,000	20,000	15,000	役員会議費、役員報酬
事務費	6,000	5,000	1,000	県会費送料等
交通費	100,000	100,000	0	会議等の交通費
雑費	10,000	10,000	0	
予備費	10,000	4,000	6,000	
合計	411,000	449,000	▲38,000	

(議案第5号)

令和3・4年度			令和5・6年度	
役職名	氏名	所属事業所	氏名	所属事業所
会長	久保 裕子	介護老人保健施設みずき	久保 裕子	介護老人保健施設みずき
副会長	甲斐 佳代子	有限会社うの福祉サービス	甲斐 佳代子	株式会社 福笑居
〃	能一 真由美	日出町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	/	
委員 (会計)	稲吉 健士	ケアホームすずらん	渡邊 文子	ひじ介護支援ステーション
委員	三宮 広丈	ケアプランセンター陽谷苑	廣瀬 智子	介護支援サービスセンターすずらん
事務局長	近藤 和也	日出町介護福祉課地域包括支援センター	近藤 和也	日出町介護福祉課地域包括支援センター
会計監査	栗納 由江	日出町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	能一 真由美	日出町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
〃	今道 慎一	別府市社会福祉協議会	稲吉 健士	ケアホームすずらん
大分県介護支援専門員協会 上部団体 役員	三宮 広丈	ケアプランセンター 陽谷苑	廣瀬 智子	介護支援サービスセンター すずらん

(議案第6号)

その他

日出町介護支援専門員協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 日出町介護専門員協会（以下「本協会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協会は、介護保険制度下における介護支援専門員の社会的責務の重要性に鑑み「高い倫理観」に立ち利用者を主体とした相互的なサービスを提供できるように介護支援専門員の相互の連携、資質の向上を図ることを目的とする。

2 本協会は、大分県介護支援専門員協会日出支部として、日本介護支援専門員協会及び大分県介護支援専門員協会の活動に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 介護保険制度利用者に対するサービスの連携・調整に関すること。
- (2) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員相互の理解と連携に関すること。
- (5) 地域住民に対する普及啓発に関すること。
- (6) 介護支援専門員への情報収集、情報提供に関すること。
- (7) 日本介護支援専門員協会及び大分県介護支援専門員協会との協力・連携に関すること。
- (8) その他、本協会の目的達成のために必要と認められること。

第2章 会員

(会員)

第4条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員であって大分県速見郡日出町内に在職または在住する者で本協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本協会の活動目的に賛助しその運営を支援する団体、または個人

(年会費)

第5条 本協会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、1年間2,000円とし、賛助会員は、1年間5,000円（1口）とする。
- (2) 会員が年度途中で退会した場合であっても、当該年度の会費は返還しないものとする。
- (3) 年度途中で会員に加わった場合であっても、当該年度の会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 本協会に入会する正会員は、日本介護支援専門員協会及び大分県介護支援専門員協会にも入会するものとする。

(退会)

第7条 本協会の退会については、次のとおりとする。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 正会員が第4条1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 正会員、賛助会員が継続して1年以上会費を納入しなかったとき。

第3章 役員

(役員)

第8条 本協会は、次の役員を置くことができる。

- (1) 理事 5名以上10名以下
- (2) 監事 2名

- 2 理事及び監事は総会において選出する。
- 3 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。
- 4 会長及び副会長、事務局長は役員の間選によって選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は本協会を代表し、本協会の会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、運営に必要な業務を統括する。
- 4 理事は、会長、副会長を補佐し、理事会において必要な事項を審議し、業務の執行を図る。
- 5 監事は、本協会の会計を監査する者として、会計を監査し総会にて報告する。又、会計監査にて不正の事実を発見した場合は、必要に応じ理事会の招集、(臨時)総会開催の提案を会長に行うことができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、理事会で推薦し、これに決するものとし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本協会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総 会)

第12条 本協会の総会は、会員をもって組織し、年1回開催する。但し、理事会が必要と認めるとき、又は会員の3分の2以上の賛成をもって臨時総会を開催することができる。

- 2 本協会の総会は、会長が招集し、議長は出席者の中から選任する。
- 3 本協会の総会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。この場において総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - ① 事業報告並びに事業計画に関する事項
 - ② 予算及び決算に関する事項
 - ③ 運営に関する事項
 - ④ 会則等の改正・改廃に関する事項
 - ⑤ 役員を選出に関する事項
 - ⑥ その他、理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、本協会の運営に関する事項を議決する。
- 3 理事会は、会長が必要に応じ収集し、会長が指名した者もしくは、副会長が議長となる。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、理事会に関係者の出席を求めることができる。

第5章 会計及び会務の処理

(事務局)

第14条 本協会に事務局を置くこととする。

(協会の経費等)

第15条 本協会の経費は、会員の会費とその他の収入をもってこれに充てる。

本協会の代表として、大分県介護支援専門員協会の会議等に参加した場合、開催地までの交通費として下記の金額を本協会より支払うものとする。但し、大分県介護支援専門員協会より、会議費等が支払われなかった場合に限る。

<会議等開催地>

- (1) 近隣市(別府市、杵築市)若しくはオンライン開催の場合：1日 1,500円
- (2) 近隣市以外：1日 3,000円

本協会の役員には、年間 5,000円の役員報酬を支給する。

(事業年度)

第16条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本協会の運営等に関し必要な事項は理事会が別に定める。

(附則)

この会則は、平成13年8月 1日 施行
平成14年6月26日 改正
平成18年6月 9日 改正
令和1年 6月20日 改正
令和5年 5月26日 改正